

広島県立西条特別支援学校保健委員会会則

第1章 総 則

第1条 本委員会は、「広島県立西条特別支援学校保健委員会」と称する。

第2条 本会の事務局は広島県立西条特別支援学校（以下「本校」という）内に置く。

第3条 本委員会は、学校教育法及び学校保健安全法の趣旨に基づき、本校児童生徒の健康管理に関し必要な事項を検討し、健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討し、その実現に努める。

- (1) 学校保健事業の年間計画に関するもの
- (2) 健康管理等に関するもの
- (3) 保健関係施設・設備の改善に関するもの
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 会 員

第5条 委員会は、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、PTA会長、PTA副会長、校長、教頭、事務長、部主事、保健主事、養護教諭、栄養教諭または学校栄養職員、看護師をもって構成する。

第3章 役 員

第6条 委員会に次の役員を置く。役員を選出は委員の互選とし、任期を1年とする。但し再任を妨げない。

委員長（学校長）、副委員長1名、幹事3名

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、会務を処理する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときはその会務を代行する。
- (3) 幹事は、記録、諸連絡等本委員会の事務を処理する。

第4章 会 議

第8条 委員会は、毎年1回開催する。但し、委員長が必要と認めるとき、臨時委員会を開くことができる。

第9条 委員会は、委員長が招集する。

第10条 委員会の運営は、委員長とする。

第11条 会議には、事業内容に応じて、役員の外に必要な関係者の出席を求めることができる。

第12条 本委員会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第5章 附 則

第13条 本委員会の校内における事務の処理は、保健主事並びに養護教諭がこれに当たる。

第14条 本委員会の会則の改正は、委員会で行う。

本則は、平成27年4月1日より施行する。